

徳島県告示第五百九十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次のとおり公告するとともに、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和二年九月二十九日から令和三年一月二十九日まで、県に対し、次により意見書を提出することができる。

令和二年九月二十九日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 届出の概要

1 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社西松屋チエーン	兵庫県姫路市飾東町庄二六六番地の一	大村 浩一

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 西松屋徳島南矢三店
所在地 徳島市南矢三町一丁目八九番五ほか

3 変更事項

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

変更前

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社西松屋チエーン	兵庫県姫路市飾東町庄二六六番地の一	大村 禎史

変更後

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社西松屋チエーン	兵庫県姫路市飾東町庄二六六番地の一	大村 浩一

4 変更年月日

令和二年八月二十一日

二 届出年月日

令和二年九月九日

三 届出及び添付書類の縦覧

1 縦覧の場所 徳島県商工労働観光部企業支援課及び徳島市経済部経済政策課

2 縦覧の期間 令和二年九月二十九日から令和三年一月二十九日まで

3 縦覧の時間 午前九時から午後五時まで

四 意見書の提出先及び意見書に記載すべき事項

1 意見書の提出先

郵便番号七七 八五七

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県商工労働観光部企業支援課商業振興・経営支援担当

電話番号 八八 六二一 二二六九

2 意見書に記載すべき事項

- (一) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - (二) 意見の内容
 - (三) 意見を述べる理由
- 3 その他

提出された意見書についてはその概要を公告するとともに、徳島県商工労働観光部企業支援課及び徳島市経済部経済政策課において公告の日から一月間縦覧に供する。